

議案第 6 5 号

杉並区理容師法施行条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区理容師法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、理容師法（昭和 2 2 年法律第 2 3 4 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第 3 条 法第 9 条第 3 号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- (3) 身体は、常に清潔に保つこと。
- (4) 首巻き及び枕当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄すること。
- (5) 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
- (6) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- (7) てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- (8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- (9) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。

(理容所について講ずべき措置)

第 4 条 法第 1 2 条第 4 号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容の業務を行う一作業室の床面積は、1 3 平方メートル以上であること。
- (2) 一作業室に置くことができる理容椅子の数は、一作業室の床面積が 1 3 平方メートルの場合は 3 台までとし、3 台を超えて置く場合の床面積は、1 3 平方メートルに理容椅子 1 台を増すごとに 4 . 9 平方メートルを加えた面積以上

とすること。

- (3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (4) 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
- (5) 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。
- (6) 手指等を洗淨するため、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道から給水され下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道に排水される構造の洗淨設備又はこれに類する設備として規則で定めるものを設けること。

（理容所以外の場所で業を行うことができる場合）

第5条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- (2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

（社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例）

第6条 規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第4条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に法第11条第1項の規定による届出がなされている理容所については、第4条第6号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該理容所の増築、改築又は大規模な修繕を行う場合は、この限りでない。

（提案理由）

理容師法の一部が改正されたことに伴い、理容の業を行う場合に講ずべき措置等を定める必要がある。